

千葉大学教育学部附属中学校同窓会会則

1. 本会は、千葉大学教育学部附属中学校同窓会と称する。
 2. 本会は、長く母校を記念し、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。
 3. 本会の事務局は、千葉大学教育学部附属中学校内におく。
 4. 本会の会員をわけて、特別会員と正会員とする。
 5. 特別会員は、千葉大学教育学部附属中学校（旧一・二中を含む）旧・現教職員とする。
 6. 正会員は、千葉大学教育学部附属中学校（旧一・二中を含む）を卒業したる者を原則とする。
 7. 正会員は、会費を納めることとする。
 8. 本会は、次の役員をおく。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 会 計 2名
 - (5) 会計監査 2名
 - (6) 名誉顧問
 9. 本会の役員を選出とその仕事
 - (1) 会長は正会員より選出され、役員を指名し会務を統轄する。
 - (2) 副会長は、会長を捕佐し、会長事故あるときは会長を代理する。
 - (3) 理事は、本会の円滑な運営にあたる。
 - (4) 会計は、本会の運営費の管理にあたる。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 名誉顧問は、千葉大学教育学部附属中学校長とする。
 10. 役員任期は二ヶ年とし、再任をさまたげない。
 11. 会長、副会長、理事、会計、会計監査をもって運営委員会を構成し、随時協議を行う。
 12. 本会は、会長が必要と認めたときに総会を開くことができる。
 13. 本会の目的を達成するために、運営委員会は、次の事業をおこなう。

会誌の発行、会員名簿の作製、文化活動、その他
 14. 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
 15. 本会の会則は、運営委員会にはかり変更することができる。
 16. 本会の細則は、別にさだめる。
-
-